

勸告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勸告します。

第1 改定の内容

1 住居手当

自ら居住するための住宅を所有する職員に対する住居手当は、廃止すること。

なお、この勸告を実施するための条例の施行の日から平成24年3月31日までの間にあっては、経過措置として、従前の例による住居手当を支給すること。この場合において、手当の額については、700円とすること。

2 この勸告を実施するための条例の施行の日における号給の調整

平成21年1月1日に昇給した職員（職務の級における最高の号給を受ける職員、指定職給料表の適用を受ける職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）その他これに準じる職員として人事委員会規則で定めるもののこの勸告を実施するための条例の施行の日における号給を1号給上位の号給とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、この勸告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。